

教育委員会事務局と公益財団法人川崎市生涯学習財団との連絡会議運営
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会事務局と公益財団法人川崎市生涯学習財団との連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営に関し基本事項を定める。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について、情報共有及び連絡調整を行う。

- (1) 財団の事業に関すること。
- (2) 財団の組織及び運営に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、教育次長が主宰し、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第4条 連絡会議は、教育次長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 教育次長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が定める。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局教育次長
教育委員会事務局総務部長
教育委員会事務局総務部庶務課長
教育委員会事務局総務部企画課長
教育委員会事務局生涯学習部長
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
公益財団法人川崎市生涯学習財団理事長
公益財団法人川崎市生涯学習財団副理事長
公益財団法人川崎市生涯学習財団事務局長
公益財団法人川崎市生涯学習財団総務室長
公益財団法人川崎市生涯学習財団事業推進室長